

目次

2 東西通路・新改札整備に係る検討

(1) 東西通路の事例

3 駅前広場整備（歩行者広場）に係る検討

(1) 広場活用の事例紹介

(1) 東西通路の整備事例

東京23区内を中心とした整備事例を整理

- 都市計画施設は通路と道路の両方があり、建物内に整備する際は立体都市計画または立体道路を活用。その他は条例に基づく通路（条例施設）もある。
- 整備主体は、地方公共団体もしくは協議会である。
- 鉄道事業者が管理する自由通路は、原則として鉄道運行外の時間帯は閉鎖される。（品川駅東西自由通路は例外）

区分	地区	位置づけ	規模	整備主体	所有者	管理者	利用時間	備考
整備済	田町駅東西自由通路	管理通路 (条例施設)	W=16m L=81m	協議会	港区 (一部※JR東日本)	港区 (一部※JR東日本)	24時間	※JR改札口付近の駅舎部分約40m
	品川駅東西自由通路	通路 (鉄道事業者の施設)	W=20m L=250m	協議会	JR東日本	JR東日本	24時間	品川駅が東京圏の最重要基地との位置づけから、協議の結果、所有・管理は鉄道事業者に帰属
	川崎駅北口自由通路	都市計画通路(1号 川崎駅北口自由通路線)	W=10m L=230m	川崎市	川崎市	川崎市	24時間	一部立体都市計画
	大崎駅東西自由通路 (夢さん橋)	区有通路 (条例施設)	W=15m L=119m	品川区	品川区	品川区 (EIR社団体)	24時間	※日常の維持管理は、(一社)大崎エリアマネージメントが区より受託
整備中	中野駅南北自由通路	都市計画道路 (歩行者専用道)	W=19m L=80m	中野区	中野区	中野区		一部立体道路

(参考：新宿区内の事例)

区分	地区	位置づけ	規模	整備主体	所有者	管理者	利用時間	備考
整備済	新宿駅東西自由通路	都市計画通路 (新宿駅地下通路線)	W=25m L=100m	協議会	JR東日本	JR東日本	始発～終電	
	中井駅南北自由通路	条例施設 (新宿区立中井駅南北自由通路)	W=3.5m L=74m	新宿区	新宿区	新宿区 (西武鉄道)	始発～終電	新宿区中井駅南北自由通路条例管理は西武鉄道に委託

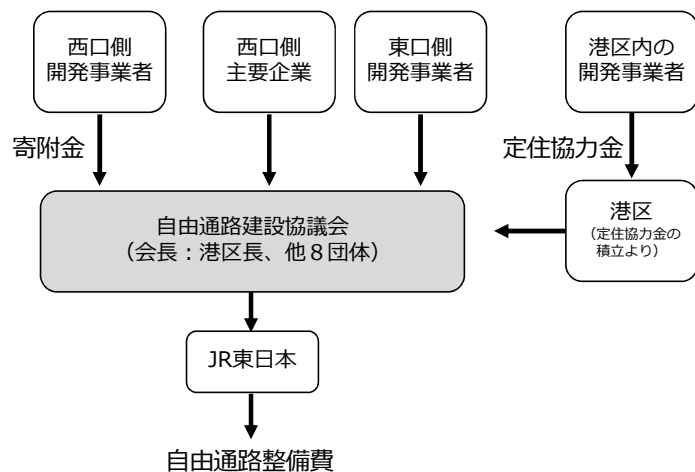
(1) 東西通路の整備事例

田町駅【竣工済】（東西自由通路）



改札直結の東西自由通路

自由通路建設協議会の体制



田町の自由通路



事業の概要

自由通路整備事業	
整備内容	自由通路整備
整備主体	自由通路建設協議会 出典：鉄道駅自由通路整備における協議会方式による官民協働事業の研究)
管理主体	港区（改札付近の駅舎部分の通路はJR東日本による管理）

(1) 東西通路の整備事例

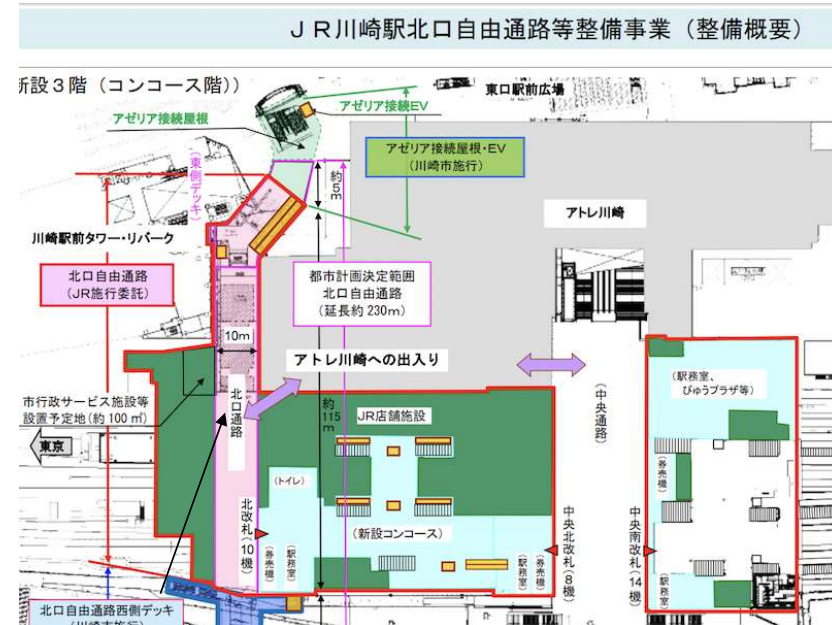
川崎駅北口【竣工済】（北口自由通路+北口改札+線路上空活用した商業施設）



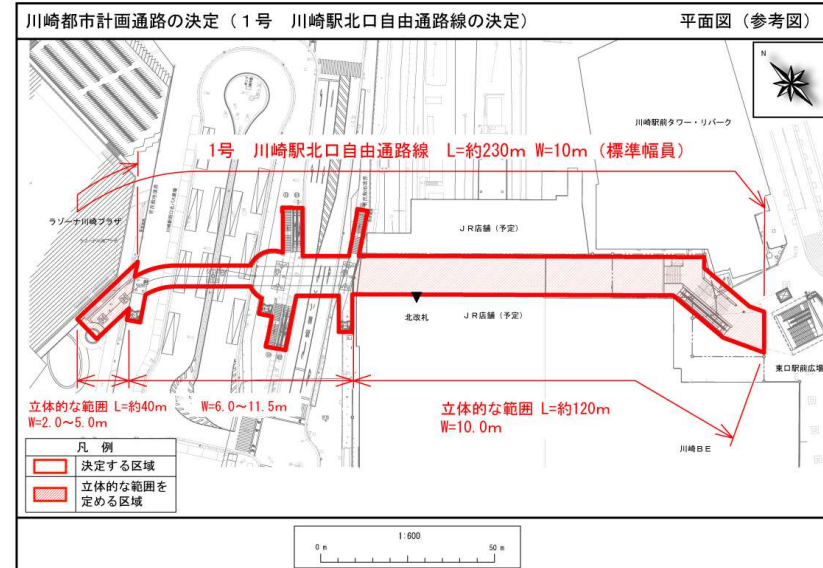
自由通路 2層部分 テラス



自由通路 1層部分

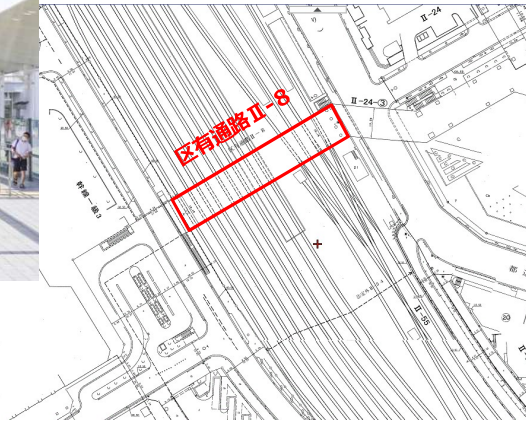


自由通路 3層吹抜け



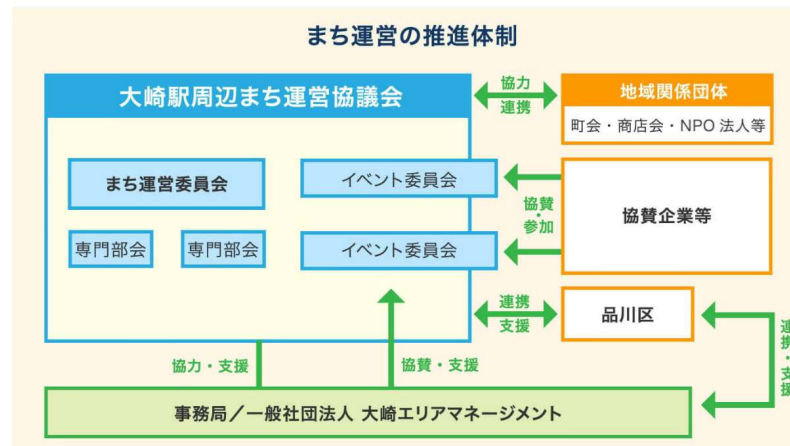
(1) 東西通路の整備事例

大崎駅【竣工済】（東西自由通路〈夢さん橋〉）



【一般社団法人大崎エリアマネジメント】		
事業	①公共公益施設又は公共的空間の維持及び管理	①大崎駅周辺の自転車、バイク駐輪場 ②大崎駅西口交通広場の清掃（約950㎡） ③大崎駅西口交通広場高上部の清掃等（約870㎡） ④夢さん橋（大崎駅東西自由通路）の清掃（約1,100㎡） ⑤大崎西口公園（約1,510㎡） ⑥西口南地区関連歩行者デッキ（Dデッキ）
	②まちづくりに関する情報共有、発信及び広告事業	①大崎駅西口地区まちづくり協議会事務局 ②風環境調査 ③大崎駅周辺地域に係るコーディネート業務 ④水辺活用事業運営業務 ⑤大崎駅西口駅前地区のまちづくり推進業務 ⑥大崎ウェルカム・ビジョン改修業務 ⑦大崎駅西口交通広場/バスターミナル検討業務 ⑧夢さん橋交通円滑化対策情報発信業務
	③上記に附帯又は関連する事業	①夢さん橋ビューロード・大崎ウェルカム・ビジョン ②情報誌「新鮮大崎」発刊 ③ホームページの開設、更新 ④地域イベント支援）しながわ夢さん橋

出典：市街地整備におけるエリアマネジメントの手引（第2版）平成28年3月 抜粋



https://www.ohsaki-area.or.jp/planning/machiuneiplan/

（一社）大崎エリアマネジメントは、（一社）大崎・五反田タウンマネジメントと共に、大崎駅周辺まち運営協議会事務局を運営。



出典：大崎エリアマネジメントアーカイブ

(1) 東西通路の整備事例 中野駅【施工中】（南北自由通路+西口改札+線路上空活用した商業施設）



外観整備後イメージ(新北口)



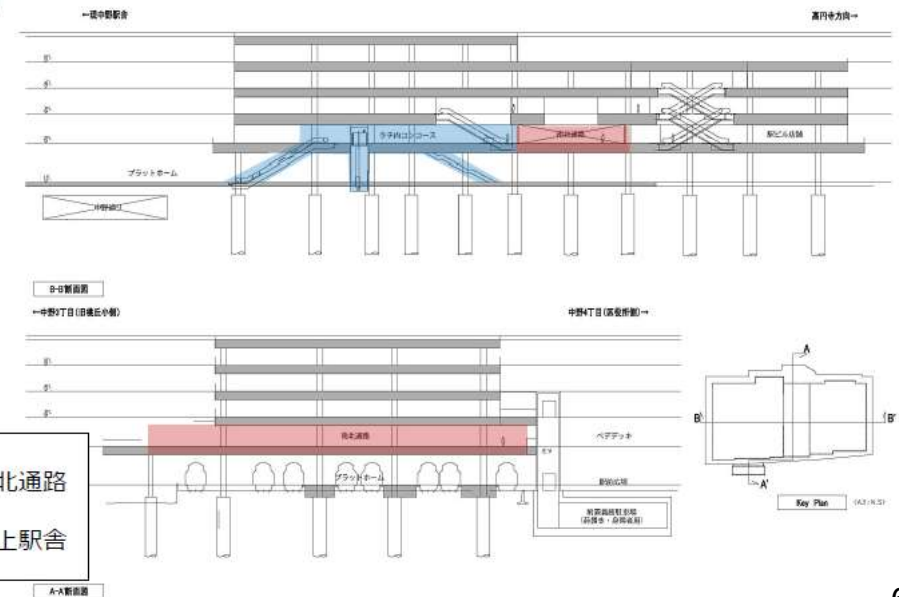
南北自由通路整備後イメージ

2階平面図



都市計画道路：中野歩行者専用道第2号線
L=80m（うち立体的範囲70m）、W=19m
（中野区所管、立体道路）

断面図



3 駅前広場整備（歩行者広場）に係る検討

資料2-2

(1) 広場の整備事例

歩行者広場を道路として整備することを前提として考え、地域の賑わい創出に寄与するために用いる手法/制度は以下の3種類が考えられる。

▶ 手法・制度によって「占用が認められる物件の種類」や「占用許可期間の長さ」さらには、「手法/制度の目的」が異なる。

▶ 歩行者広場及び駅前通り等の道路を広場的に活用した事例を以下に示す。



事例 i : 大阪府大阪市御堂筋



事例 ii : 新宿三丁目モア4番街



事例 iii : 「さかさ川通り（大田区蒲田）」



事例 iv : 「丸の内仲通り」

制度	目的	場所	占用期間	占用物件	事例
歩行者利便増進道路 （ほこみち制度） 【道路法】	歩行者の安全かつ円滑な 通行及び利便の増進を図り、 快適な生活環境の確保と地域の 活力の創造のため	利便増進 誘導区域	20年 （公募占用の 場合）	①広告塔又は看板 ②標識、旗竿、アーチ ③ベンチ、街灯 ④食事施設、購買施設 ⑤自転車駐車器具 ⑥集会等の催しのために設けられる露店など	新虎通り（港区） 姫路市大手前通り 大阪府大阪市御堂筋 神戸市サンキタ広場 なんば駅前広場 など
都市再生整備計画 （都市利便増進協定） 【都市再生特別措置法】	まちのにぎわい創出や道路 利用者等の利便の増進のため	特例占用 区域	5年	①広告塔又は看板 ④食事施設、購買施設 ⑤自転車駐車器具	新宿三丁目モア4番街 札幌大通り地区 大阪市グランフロント 太田川駅前広場（東海市） など
道路占用許可の特例 【国家戦略特別区域法】	国際的活動拠点の形成に 資する都市機能の高度化 のため	国家戦略 特別区域	5年	①広告塔又は看板 ②標識、旗竿、アーチ ③ベンチ、街灯 ④食事施設、購買施設 ⑤自転車駐車器具 ⑥集会等の催しのために設けられる露店など	大阪市グランフロント 新虎通り（港区） 姫路市大手前通り 「さかさ川通り（大田区蒲田）」 「丸の内仲通り」 など

(1) 広場の整備事例

事例 i : 「大阪府大阪市御堂筋」

管理者：大阪市

占用主体：御堂筋まちづくりネットワーク

手法・制度：歩行者利便増進道路（ほこみち制度）【道路法】

概要：第二回までの社会実験では国道の歩道部分と緩速車線の一部を使っていた。現在では歩道部分のみがほこみちとして指定され、地域のにぎわい創出に貢献している。また、御堂筋南部のなんば駅前広場もほこみちに指定され、広場の再編を通し、御堂筋との一体的な利用が計画されている。

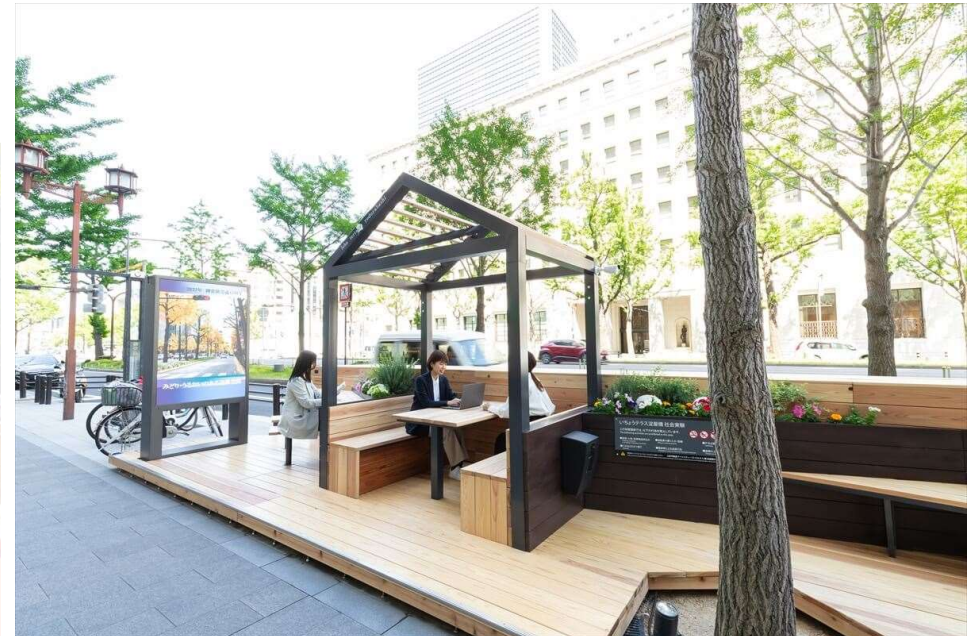
【利活用方法①】：パークレットを用いた居場所の創出

【主な利用設置物】：テーブル、椅子

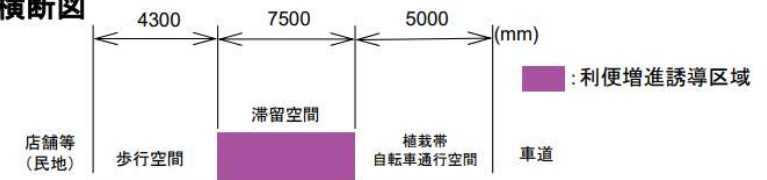


【備考欄】

御堂筋にパークレット「いちようテラス淀屋橋」を設置。パークレットとは、道路の一部に設置するウッドデッキやベンチなどを組み合わせた休憩施設を指す。



○横断面図



移動だけでなく、休憩などの滞留機能も備えた利活用

(1) 広場の整備事例

事例 ii : 「新宿三丁目モア4番街」

管理者：新宿区

占用主体：新宿駅前商店街振興組合

手法・制度：都市再生整備計画（都市利便増進協定）【都市再生特別措置法】

概要：オープンカフェを常設し、町の美観維持に資するものとされており、店舗運営者が継続的に道路の管理を行うことから、違法駐輪等の問題が解消した。イベントも定期的に行われており、新宿駅周辺の回遊性を高め、来街者が歩きたくなる歩行空間確保を目指している。

【利活用方法①】：食事を通じた賑わい演出

【主な利用設置物】：オープンカフェ



【備考欄】

社会実験時には仮設店舗であった食事施設も、道路占用許可特例制度を活用することで、常設店舗へと変化されたため、町の美観維持に資するものとされている。また、テーブルや椅子、収納庫などの設備に加え、フラワーポットなどの花壇も刷新されたことから、来街者や利用者からの評判も良い。

【利活用方法②】：イベントを活用した歩きたくなる空間の創出

【主な利用設置物】：工作物



【備考欄】

新宿クリエイターズ・フェスタ（上写真）等のイベントも定期的に行われており、工夫を重ねながら、新宿駅周辺の回遊性を高め、来街者が歩きたくなる歩行空間確保を目指している。

オープンカフェなど賑わいと休憩のためのスペースの常設や、お祭りやイベントの実施による賑わい形成

(1) 広場の整備事例

事例iii：「さかさ川通り（大田区蒲田）」

管理者：大田区

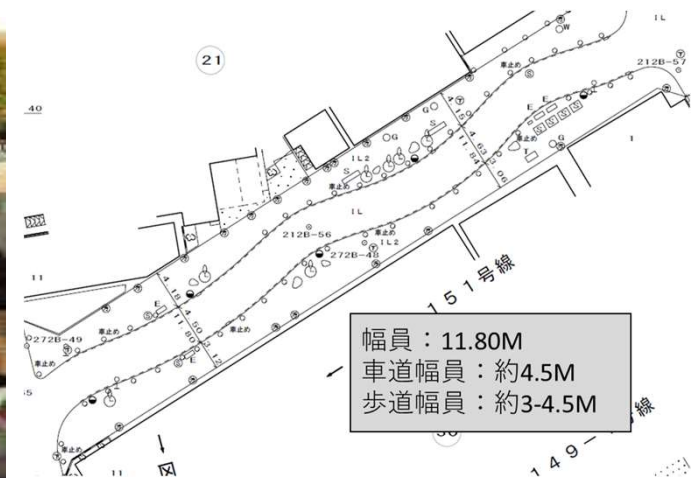
占用主体：一般社団法人蒲田東口おいしい道計画

手法・制度：道路占有許可の特例【国家戦略特別区域法】

概要：多くの周辺住民の方から幅広く意見を募りながら計画が立案された。基本的には歩道部分のみの道路占有となるが、車道を使う場合は別途車両通行止めの手続きを行うことで占有可能となっている。

【利活用方法①】：イベントを通じた地域の交流

【主な利用設置物】：テーブル、椅子



【備考欄】

・2015年に国家戦略特別区域の「エリアマネジメントに係る道路法の特例」の対象となる地域計画に蒲田駅周辺街区が、そして国家先着道路占有事業にさかさ川通り おいしい計画が指定され、年に数回季節に合わせてイベントを実施。

イベント時などに、沿道と一体となった公共空間の利活用

(1) 広場の整備事例

事例iv：「丸の内仲通り」

管理者：東京都、千代田区

占用主体：NPO法人大丸有エリアマネジメント協会

手法・制度：道路占有許可の特例【国家戦略特別区域法】

概要：周辺の地下通路や緑道なども道路占有事業の区域内に含み、それぞれの立地、空間特性に合わせた活用や事業を行っている。さらには、時代性のある催事を行うことで、就業者同士の交流の創出にも貢献している。

【利活用方法①】：ファニチャーを用いた休憩空間の創出

【主な利用設置物】：テーブル、椅子



【備考欄】

・丸の内の南北に貫き、ビジネス活動、アメニティ活動の基軸となり、店舗ファサードやストリートファニチャー、豊かな緑がある通り。先端性・時代性のある催事及び就業者周の交流催事等を推奨する。なお時間に制限あり

【利活用方法②】：空間特性に合わせたイベントの実施

【主な利用設置物】：椅子



【備考欄】

・緑道や地下通路も区域内に含み、特に二重橋前駅と東京駅を結ぶ地下通路では、天候や季節の影響を受けないという特徴的な空間特性を生かし、個性的なイベントや催事などを行っている。